

歴史的資源を活用した施設の整備運営事業
(津山城・城下町泊プロジェクト)
特定事業の選定

令和6年7月
津山市

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

津山市（以下、「本市」という。）は、令和6年7月2日に実施方針を公表した「歴史的資源を活用した施設の整備運営事業（津山城・城下町泊プロジェクト）」（以下、「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、「歴史的資源を活用した施設の整備運営事業（津山城・城下町泊プロジェクト）実施方針」の定めに従う。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて、効果的に実施できることを選定基準とした。

2 評価の方法

本事業のような、DB方式とコンセッション方式を組み合わせた複数の既存公共施設の利活用事業は、これに類似する過去の実績事例はなく、また現時点で利活用後の用途が特定されないため、定量的評価を行わず、実現可能性、文化財の保存と活用への寄与、事業の収益性等を勘定した上で、定性的評価を行うこととする。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

- 1 本市及び津山城跡を中心とした城下町エリアのにぎわい創出及び活性化を図ることができる。
- 2 本市及び津山城跡を中心とした城下町エリアの観光誘客を図ることができる。
- 3 本市の歴史と文化の象徴的施設となることができる。
- 4 民間事業者の持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の運営・維持管理に関するノウハウを最大限活用することができる。
- 5 民間事業者に運営権を設定することで、自由に利用料金を定めることができ、利用者ニーズに応じた更新投資等を高い自由度をもって柔軟に行うことができる。
- 6 独立採算制を目指した公共施設管理により、問題発生時における適切かつ迅速な対応ができ、円滑な業務遂行や安定した事業運営ができる。
- 7 修繕は民間事業者の負担となるため、維持管理費用を縮減できる。
- 8 将来的には、民間事業者から公共施設等運営権対価を得ることができる。

第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。